

第12回教育委員会臨時会 案件表

日 時

令和5年12月4日(月)

議 題

1 議 案

(1) 議案第45号 練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(資料1)

議案第 4 5 号

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 4 日

提出者 教育長 堀 和 夫

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則に
ついて

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則第 4 条に規定する勤勉手当の支給月数について、所要の改正を行う。

2 改正の内容

勤勉手当の支給月数を引上げる。

現行

	勤勉手当		
	6 月期	12 月期	年間
一般職員	1.075月 (0.525月)	1.075月 (0.525月)	2.15月 (1.05月)
管理職員	1.275月 (0.625月)	1.275月 (0.625月)	2.55月 (1.25月)

支給月数の () 内は、再任用職員の支給月数。

改正後

	勤勉手当		
	6 月期	12 月期	年間
一般職員	1.075月 (0.525月)	<u>1.175月</u> (<u>0.575月</u>)	<u>2.25月</u> (<u>1.10月</u>)
管理職員	1.275月 (0.625月)	<u>1.325月</u> (<u>0.650月</u>)	<u>2.60月</u> (<u>1.275月</u>)

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行する。

この規則による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の規則で定める支給割合は、つぎの各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 <u>100分の107.5</u>(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の127.5</u>)</p> <p>定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の52.5</u>(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の62.5</u>)</p> <p>2・3 [略]</p> <p>付 則 [略]</p>	<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の規則で定める支給割合は、つぎの各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 <u>100分の117.5</u>(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の132.5</u>)</p> <p>定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の57.5</u>(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の65</u>)</p> <p>2・3 [略]</p> <p>付 則 [略]</p> <p>付 則</p> <p><u>1 この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>2 この規則による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の規定は、令和5年12月1日から適用する。</u></p>